

色彩に関する景観形成基準

基調色

強調色

適用区分	自然景観区域		田園景観区域		市街地景観区域			
	市街化調整区域		市街化調整区域		明度	住居系	商業系	工業系
色相区分	明度	彩度	明度	彩度				
0.0R~4.9R	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	5.0以上7.0以下	1.0以下	5.0以上8.0以下	1.0以下	5.0以上8.0未満	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0未満	2.0以下	5.0未満	2.0以下	5.0未満	2.0以下	2.0以下	1.0以下
5.0R~9.9R	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	5.0以上7.0以下	2.0以下	5.0以上8.0以下	2.0以下	5.0以上8.0未満	2.0以下	4.0以下	2.0以下
	5.0未満	3.0以下	5.0未満	3.0以下	5.0未満	4.0以下	4.0以下	1.0以下
0.0YR~4.9YR	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0以上7.0以下	2.0以下	5.0以上8.0以下	2.0以下	5.0以上8.0未満	3.0以下	4.0以下	3.0以下
	5.0未満	4.0以下	5.0未満	4.0以下	5.0未満	6.0以下	6.0以下	2.0以下
5.0YR~9.9YR	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	3.0以下	3.0以下	3.0以下
	5.0以上7.0以下	3.0以下	5.0以上8.0以下	3.0以下	5.0以上8.0未満	4.0以下	6.0以下	4.0以下
	5.0未満	4.0以下	5.0未満	4.0以下	5.0未満	6.0以下	6.0以下	3.0以下
0.0Y~5.0Y	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	3.0以下	3.0以下	3.0以下
	5.0以上7.0以下	3.0以下	5.0以上8.0以下	3.0以下	5.0以上8.0未満	4.0以下	6.0以下	4.0以下
	5.0未満	4.0以下	5.0未満	4.0以下	5.0未満	6.0以下	6.0以下	3.0以下
5.1Y~9.9Y	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0以上7.0以下	2.0以下	5.0以上8.0以下	2.0以下	5.0以上8.0未満	3.0以下	4.0以下	3.0以下
	5.0未満	4.0以下	5.0未満	4.0以下	5.0未満	6.0以下	6.0以下	2.0以下
その他の色相	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	5.0以上7.0以下	1.0以下	5.0以上8.0以下	1.0以下	5.0以上8.0未満	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0未満	2.0以下	5.0未満	2.0以下	5.0未満	2.0以下	2.0以下	1.0以下
無彩色	7.0を超える	—	8.0を超える	—	8.0以上	可	可	可
	5.0以上7.0以下	可	5.0以上8.0以下	可	5.0以上8.0未満	可	可	可
	5.0未満	可	5.0未満	可	5.0未満	可	可	可

すべての区域

- <色彩>**
 ・すべての色相において、全明度、全彩度使用可
- <面積割合>**
- ◆自然景観区域
 - ・建築面積1,000㎡以下で高さ15m以下の場合
各立面の面積の1/5まで使用可
 - ・建築面積1,000㎡又は高さ15mを超える場合
各立面の面積の1/10まで使用可
 - ◆田園景観区域
 - ・建築面積1,500㎡以下で高さ15m以下の場合
各立面の面積の1/5まで使用可
 - ・建築面積1,500㎡又は高さ15mを超える場合
各立面の面積の1/10まで使用可
 - ◆市街地景観区域
 - ・建築面積3,000㎡以下で高さ31m以下の場合
各立面の面積の1/5まで使用可
 - ・建築面積3,000㎡又は高さ31mを超える場合
各立面の面積の1/10まで使用可
- <使用する位置>**
 周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物の中低層部で用いるようにする。

適用区分	自然景観区域	田園景観区域	市街地景観区域
0.0R~4.9R	—	—	7.0以下
5.0R~9.9R	—	—	7.0以下
0.0YR~4.9YR	6.0以下	1.0以下	7.0以下
5.0YR~9.9YR	6.0以下	2.0以下	7.0以下
0.0Y~5.0Y	6.0以下	2.0以下	7.0以下
5.1Y~9.9Y	6.0以下	1.0以下	7.0以下
その他の色相	—	—	7.0以下
無彩色	6.0以下	可	7.0以下

備考

- 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。
- 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積に伴う塀・柵の新設等を含む。
- 住居系とは、住居系用途地域の指定された区域
 (第1種・第2種低層住居専用地域
 第1種・第2種中高層住居専用地域
 第1種・第2種住居地域
 準住居地域)
- 商業系とは、商業系用途地域の指定された区域
 (近隣商業地域、商業地域)
- 工業系とは、工業系用途地域の指定された区域
 (準工業地域)

適用除外

- ・地区計画によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。
- ・木材や地場の石材等の自然素材は、施工直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。
- ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。